

新潟県選挙管理委員会規程第7号

市町村選挙管理委員会の報告等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年4月3日

新潟県選挙管理委員会委員長 長津 光三郎

市町村選挙管理委員会の報告等に関する規程の一部を改正する規程

市町村選挙管理委員会の報告等に関する規程（平成12年新潟県選挙管理委員会規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 公職選挙法に関する報告等（第2条－第16条）</p> <p> 第2条（略）</p> <p> 第3条（開票区分設等の<u>届出</u>）</p> <p> 第4条～第16条（略）</p> <p>第3章～第6章（略）</p> <p>附則</p> <p>別記</p> <p> </p> <p>（開票区分設等の<u>届出</u>）</p> <p>第3条 市町村委員会が公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第18条第2項の規定により市町村の区域を分けて数開票区を設け又は<u>数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設けること及びこれらを変更することを必要とするときは、別記第3号様式に準じて届け出なければならない。</u></p> <p> </p> <p>（在外選挙人名簿登録人員数の報告）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 前項の報告のほか<u>選挙人名簿の登録日中に</u>電話等によって速報するものとする。</p> <p> </p> <p>第3号様式（第3条関係）</p> <p><u>その1（数市町村合同開票区の場合）</u></p> <p>（略）</p> <p> <u>何市(町)(村)選挙管理委員会委員長</u> 氏名 印</p> <p> <u>何市(町)(村)選挙管理委員会委員長</u> 氏名 印</p> <p> <u>数市町村合同開票区の設置に係る特別の事情の届出について</u></p> <p> <u>衆議院（小選挙区選出）議員の選挙及びこれと同時に</u> <u>行われる衆議院（比例代表選出）議員の選挙につい</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 公職選挙法に関する報告等（第2条－第16条）</p> <p> 第2条（略）</p> <p> 第3条（開票区分設等の<u>申出</u>）</p> <p> 第4条～第16条（略）</p> <p>第3章～第6章（略）</p> <p>附則</p> <p>別記</p> <p> </p> <p>（開票区分設等の<u>申出</u>）</p> <p>第3条 市町村委員会が公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第18条第2項の規定により市町村の区域を分けて数開票区を設け又は<u>数町村の区域を合わせて1開票区を設けること及びこれらを変更することを必要とするときは、別記第3号様式に準じて申し出るものとする。</u></p> <p> </p> <p>（在外選挙人名簿登録人員数の報告）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 前項の報告のほか<u>在外選挙人名簿に係る縦覧開始の日の前日中に</u>電話等によって速報するものとする。</p> <p> </p> <p>第3号様式（第3条関係）</p> <p>（略）</p> <p> <u>何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長</u> 氏名 印</p> <p> <u>開票区分設（合設）(変更)について（申出）</u></p> <p> <u>公職選挙法第18条第2項の規定により下記のとおり</u> <u>当市(区)(町)(村)の区域を分けて数開票区を設けられ</u></p>

て、次のとおり数市町村合同開票区を設けることができる特別な事情があると認められるので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第10条の2第2項の規定に基づき届け出ます。

(略)

1 開票区に関する事項
(設定前)

市町村名	開票区名	開票所設置場所	区域	区域内の選挙人名簿登録者数
何市(町村)	何開票区		全ての投票区の区域	人
何市(町村)	何開票区		全ての投票区の区域	人

(設定後)

市町村名	開票区名	開票所設置予定場所	区域	区域内の選挙人名簿登録者数
何市(町村) 何市(町村)	何何合同開票区		何市(町村)の全ての投票区の区域及び何市(町村)A投票区の区域	何市(町村)に係る区人 何市(町村)に係る区人 計人

<参考>

市町村名	開票区名	開票所設置予定場所	区域	区域内の選挙人名簿登録者数
何市(町村)	何開票区		A投票区の区域を除く地域	人

備考 区域の概略図等必要な書面を添付すること。

2 開票区を合わせて設けることができる特別な事情
(特別な事情を記載すること)

注 この様式は、衆議院議員の選挙の場合の様式である。

るよう((何町(村)の区域と併せて1開票区を設けられるよう))((開票区の区域を変更せられるよう))申出します。

(略)

1 開票区の区域

開票区名	開票区の区域	開票所予定場所	市(区)役所(町村役場)からの距離	選挙人名簿登録者数

2 開票区を分設(合設)(変更)したい理由

注 1 理由は詳細に記載し、必要な図面等を添付すること。

2 分設の場合「開票区の区域」欄には、その開票区に含まれる投票区名を記載すること。

その2 (数区合同開票区の場合)

番号

何年何月何日

新潟県選挙管理委員会委員長 氏名 様

何指定都市選挙管理委員会委員長 氏名 印

数区合同開票区の設置に係る特別の事情の届出について

衆議院(小選挙区選出)議員の選挙及びこれと同時に行われる衆議院(比例代表選出)議員の選挙について、次のとおり数区合同開票区を設けることができる特別の事情があると認められるので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第10条の2第3項の規定に基づき届け出ます。

記

1 開票区に関する事項

(設定前)

区名	開票区名	開票所設置場所	区域	区域内の選挙人名簿登録者数
何区	何開票区		全ての投票区の区域	人
何区	何開票区		全ての投票区の区域	人

(設定後)

区名	開票区名	開票所設置予定場所	区域	区域内の選挙人名簿登録者数
何区 何区	何何合同開票区		何区の全ての投票区の区域及び何区A投票区の区域	何区に係る区人 何区に係る区人 計人

<参考>

区名	開票区名	開票所設置予定場所	区域	区域内の選挙人名簿登録者数
何区	何開票区		A投票区の区域を除く地域	人

備考 区域の概略図等必要な書面を添付すること。

2 開票区を合わせて設けることができる特別の事情 (特別の事情を記載すること)

注 この様式は、衆議院議員の選挙の場合の様式である。

その3 (分割開票区の場合)

番号

何年何月何日

新潟県選挙管理委員会委員長 氏名 様

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印

分割開票区の設置に係る特別の事情の届出について

衆議院(小選挙区選出)議員の選挙と同時に行われる衆議院(比例代表選出)議員の選挙について、次のとおり分割開票区を設けることができる特別の事情があると認められるので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第10条の2第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1 開票区に関する事項

(設定前)

開票区名	開票所設置場所	区域	区域内の選挙人名簿登録者数
何開票区		全ての投票区の区域	人

(設定後)

開票区名	開票所設置予定場所	区域	区域内の選挙人名簿登録者数
何第一開票区		A投票区の区域	人
何第二開票区		A投票区の区域を除く区域	人

備考 区域の概略図等必要な書面を添付すること。

2 開票区を分けて設けることができる特別の事情

(特別の事情を記載すること)

注 この様式は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙の場合の様式である。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。